

大谷學報

第五十四卷 第四号

昭和五十年二月二十日發行

智顗の神通と説法	福島 光哉	(1)
「易行品」の提示する根本問題 ——阿惟越致成就の方法について——	本多 弘之	(12)
国師・講詵師について(下)	名畠 崇	(27)
『安楽集』所引疑偽經典の一・三について	大内 文雄	(36)
《書評》		
佐々木現順著『仏教における時間論の研究』	上杉 豊明	(50)
秋季公開講演会要旨		
仏教經典現代語訳の諸問題	桜部 建	(53)
謙敬聞奉行	白井 元成	(53)
性格形成と教育	大竹 鑑	(53)
元朝の仏教政策	藤島 建樹	(53)
唐代古文運動の一背景	河内 昭圓	(53)
寄贈交換誌目録		
彙報		
大谷學報第五十四卷總目録		
概念學習の數理モデルの仮定	藤田 昭彦	(1)
	(79)	(74)
	(66)	(62)
	(60)	(57)
	(54)	(53)

大 谷 大 学
大 谷 學 會

大谷大学研究年報 第二十五集

大谷大学研究年報 第二十六集

『有明集』以後……………仲野 良一

——その思念についての序章——

中心問題……………坂本 弘

華嚴經性起品の研究……………鍵主 良敬

樂邦文類と親鸞教學……………大門 照忍

信における未来の問題……………本多 弘之

「漱上人文集序」管見……………河内 昭圓

中国の教育改革……………大竹 鑑

本邦五河川およびびわ湖における

——その背景と展望——

付着藻類の生態学的研究……………日下部有信

中世における地方社寺の勧進……………佐々木孝正

ジャイナ論理学における kevala……………長崎 法潤

——近江江北の社寺資料による——

THE OTANI GAKUHO

(THE JOURNAL OF
BUDDHIST STUDIES AND HUMANITIES)

CONTENTS

Articles

- Chih-i's Teaching on Supernatural Powers and
Dharma-Preaching *Kosai Fukushima* (1)
- A Basic Problem in the Chapter on Easy Practice in
Nāgārjuna's Commentary on *Daśabhūmika-śāstra*
—concerning the method by which to attain
the state of non-retrogression— *Hiroyuki Honda* (12)
- Kokushi and Kōdokushi (II) *Takashi Nabata* (27)
- Some Examples of Apocryphal Sūtras Quoted in
Tao-ch'o's *An-lo-chi* *Fumio Ōuchi* (36)
- Some Assumptions of Mathematical Models of
Concept Learnig *Akihiko Fujita* (1)

Book Review

- Genjun H. Sasaki: A Study of the Time Concept
in Buddhism *Toyoaki Uesugi* (50)

- Resumés of the Otani Society Public Lectures given
in Autumn, 1974 (53)

- Miscellany (66)

PUBLISHED FOR THE OTANI SOCIETY
OTANI UNIVERSITY
KYOTO, JAPAN

大谷学会規程

会務を統理する。

一日から施行する。

第一条 大谷大学に大谷学会を置く。
第二条 本会は真宗学・仏教學・哲学・
史學・文學並びにこれに関連する學
術の研究と、その發表をおこなうこ
とを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するた
め、左の事業をおこなう。
一、季刊「大谷學報」の發行
二、「大谷大學研究年報」の發行
三、研究会及び公開講演会の開催
四、その他必要な事業

第四条 本会は大谷大学大学院・文學部
並びに短期大学部のすべての教育職
員及び学生をもって会員とする。
2、前項のほか、本会の趣旨に賛同
し、役員会において承認されたもの
は、会員となることができる。

第五条 本会に左の役員を置く。

一、会長
二、委員

第六条 会長には大谷大学学長が当り、

第七条 委員は十名とし、教授会において互選する。
2、委員は企画・編集・出版等の会務
を掌理する。

3、委員の任期は二年とする。但し、
再任をさまたげない。

第八条 会員は、本会の出版物にその研
究を發表し、「大谷學報」並びに
「大谷大學研究年報」の配布を受け
本会主催の会合に出席することがで
きる。

第九条 会員の会費は年額金壱千五百円

とする。

第一〇条 本会の経費は会費をもつてこ
れに當てる。

2、本会の必要経費については、助成
金を受けることができる。

第一一条 本会の事務は、教務課の所管

とする。

第一二条 この規程の改正には、教授会
の議を経なければならない。

附則 この規程は昭和四十八年四月

大谷学会役員

委員 岩見 至 大屋 憲一

柏原 祐泉 雲井 昭善

坂本 弘 高橋 憲昭

仲野 良一 細川 行信

幡谷 明 山本 唯一

昭和五十年二月二十日発行

編集兼 大谷学会

発行者 佐々木 敦悟

印刷者 西村七兵衛

京都市北区小山上総町

大谷大学内

発行所 大谷学会

振替京都二一七八三番
電話(075)四三二一三二三代
郵便番号六〇三一三